

議会議員の定数等に関する専門委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、南部町・南部川村合併協議会専門委員会規程第10条の規定に基づき、議会議員の定数等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門委員会は、議会議員の定数及び任期に関し、調査又は協議を行うものとする。

（委員）

第3条 専門委員会の委員は、次に掲げるとおりとする。

- （1）南部町・南部川村合併協議会規約第7条第1項第2号委員のうち会長が指名した各町村各2名の委員
- （2）南部町・南部川村合併協議会規約第7条第1項第3号委員
- （3）南部町・南部川村合併協議会規約第7条第1項第4号委員のうち会長が指名した各町村各2名の委員

（役員）

第4条 専門委員会の役員は、次のとおりとする。

- （1）委員長 1人
- （2）副委員長 1人

（経過報告）

第5条 委員長は専門委員会における調査又は協議等の経過については、必要に応じて協議会の会議（以下、「会議」という。）に報告するものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年 月 日から施行する。